

意見書

平成14年6月28日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
料金サービス課 御中

ゆうびんばんごう
郵便番号103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこぎきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町24 - 1

ビー・ビー・テクノロジーかぶしきがいしゃ
ビー・ビー・テクノロジー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

IT時代の接続ルールに関する研究会報告書案について別紙のとおり意見を提出
します。

(別紙)

ビー・ビー・テクノロジー株式会社

「IT時代の接続ルールに関する研究会」報告書案についての意見

1. OSSの開放について

NTT東西の保有するOSSは、端末回線等のNTT東西の電気通信設備のみならず、接続事業者が電気通信事業を遂行する上でボトルネックとなる設備です。

このたび研究会から報告された接続ルールに関する検討結果は、接続事業者の要望が、必ずしも十分に反映された結果とはいえませんが、研究会で取りまとめられた名義人の開示およびDSLサービスの開通に係わる業務フローの改善に関する考えは、DSL開通業務の効率化に実質的な効果をもたらすものであり、早期にルールの細目が定められ、運用が開始されることを要望致します。

2. DSLサービス関連

報告書の第2項「DSLサービス関連」の(2)「接続事業者の意見を踏まえた研究会の考え方」について

ア 「OSSの開放について前向きに検討すべきもの」に関して

適合性確認結果通知の自動化

適合性確認の結果、手作業での確認が不要である場合にはその結果通知の自動化を行い、また手作業で確認作業を行っているもののうち共用不可サービスについては結果通知への自動付加を行い、適合性確認の申込みから結果通知までの期間を短縮する必要がある。

適合性確認結果通知の自動化は、単に適合性確認の申込みから結果通知までの期間短縮の効果のみならず、結果通知データの精度向上の観点からも必要なものです。

尚、受付システムに関しては、適合性確認結果通知の自動化だけでなく、1回の送信で可能な申込み数の制限の解除、受付システムと顧客データベースおよび設備データベース間の参照用データベースの廃止による情報の同期化(NTT西日本)など、さらなる改善を要望します。

名義人の開示の自動化

このため、名義人情報を接続事業者に開示すべきであるとの要望については、公正競争上の観点から、適合性確認の結果、名義人不一致の場合に、正しい名義人を付して回答し、接続事業者において直接ユーザに対して本人性確認できるようにすることが適当である。

DSL の申込みは、必ずしも名義人である必要はないと考えますが、名義人であることを必要とするルールを今後も残すのであれば、名義人不一致の場合に東西 NTT が名義人情報を接続事業者に開示する案は、名義人不一致問題への次善の解決策として、DSL 開通業務の効率化に実質的な効果をもたらすものと考えます。名義人開示の自動化の早急な実現を要望します。

この際、個人情報保護の観点から、NTT東日本・西日本の契約約款において、電話契約者名義情報を接続事業者に開示することがある旨規定し、さらに周知活動(NTT東日本・西日本の契約約款の公表、NTT東日本・西日本の支払請求書に同封される周知文書への記載)を行うことが必要である。ただし、開示しないでほしいとの意思を明確にしている名義人がいる場合には、開示しない方法を確保すべきである。

名義人情報を公開することを利用者に周知することは、個人情報保護の観点から必要であると考えます。但し、周知の方法については、それにかかる費用対効果を十分に考慮し、必要最小限な費用で効果的に実施されるべきです。その観点から、NTT 東西の契約約款の公表および支払い請求書に周知文書を同封する案は、適当な周知方法であると考えます。

また、個人情報保護の観点から、NTT東日本・西日本から名義人情報の開示を受けた接続事業者については、ユーザに対して本人性確認を行う際の名義人情報の取扱い方法等に十分配慮することが求められる。

接続事業者が行うユーザに対する本人性確認については、NTT 東西の116が実施している方法と同様な方法で行うことが、現実的であり、適当であると考えます。

費用負担についての考え方

OSSの開放に係るシステムの開発費等の負担については、その開放するOSSの機能がどのように利用されるか精査し、NTT東日本・西日本も含めた受益者負担が原則と考えられる。また、現在行っているOSSの開放の際の費用負担の考え方でも考慮することが必要である。

開発費等を負担する事業者に NTT 東西も含めることは、適切な判断です。なぜなら、NTT 東西の利用部門とOSSを管理運用している設備部門は、公正競争の観点から、本来は分離されているべきもので、かつ、接続事業者用の受付システムとNTT 東西が自社のDSL 利用者の申込みを処理する受付システムは、同一もしくは、対称なものであるべきです。従って、OSSの利用部門としてのNTT 東西は、OSSを管理運用している設備部門により実施されるOSS開放に係わる開発費用を分担すべきです。

尚、名義人開示の自動化実施後の運用費用すなわち、適合性確認の結果、名義人不一致の場合に、NTT 東西が接続事業者の名義人情報を通知する費用は、無料であることを念のため、確認させていただきます。

また、OSSを開放するためのシステムの構築等に際して、開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法等に関する情報は、費用負担を行うこととなる接続事業者にとっても重要な情報であり、透明性を確保する観点から、NTT東日本・西日本は、接続事業者に対しこれらに関する情報提供を行う必要がある。

先般 NTT 東西が実施した一般利用者向けに線路情報を開示するシステムの開発においては、開発の前に接続事業者は一切の情報提供がされることが無く、結果として高額な開発費用を接続事業者が負担した経緯があります。このようなことが無いよう、OSS 開放に係わるシステムの構築等に際しては、事前に NTT 東西が接続事業者の情報公開を行う必要があり、かつ、情報公開を行う旨、NTT 東西の接続約款に明記すべきであると考えます。

- 以上 -